

# 一般社団法人長野県植物防疫協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民生活に不可欠な健全食料を安定的に生産するために必要な知識及び技術の向上を図り、病虫害・雑草管理が安全かつ適正、効率的に実施されるよう植物防疫に関する事業を実施し、安全で健全な農産物生産と環境と調和した持続的農業の発展を推進する。もって長野県農業の安定的、持続的な振興と長野県民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病虫害及び雑草の防除技術等の研修・普及・指導・情報提供、農薬の適正な使用・適切な管理等の啓発・指導・研修、無人ヘリコプター防除の安全運行研修・指導・操縦技術の向上等により、安全で効率的な病虫害防除等を推進する植物防疫推進事業
- (2) 新規開発未登録農薬・登録拡大農薬の実用化に関する試験、新規登録農薬の効果と普及性を検証する普及展示、県特産養魚類に対する魚毒性確認試験等を行う農薬試験事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長野県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

普通会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

特別会員 この法人の目的達成のため物心両面から積極的に援助しようとする法人又は団体

(2) 賛助会員等

賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、かつ賛助しようとする法人又は団体

推進会員 この法人の趣旨に関する業務等に関係し、またはその経験を有し、積極的に事業推進しようとする個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」

という)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める所定の様式により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2 推進会員として入会しようとする者は、別に定める様式により事業年度当初に事務局あて申し込むものとする。

(会費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動の経常的費用に充てるため、総会において別に定める会費を事業年度ごとに支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員又は賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員又は賛助会員が、次のいずれかに該当するときは、第18条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、予めその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、若しくは目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 除名は、当該会員にその旨の通知をもって成立するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員又は賛助会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 全ての正会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員又は賛助会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項を決議する

- (1) 正会員及び賛助会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増益計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項並びに理事会が付議した事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が招集する。
- 3 総正会員の決議権の5分の1以上の決議権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求あったときは、会長は、30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、少なくとも期日の7日前までに会議の日時および場所並びに会議で議決すべき事項を示して、招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会に出席した正会員のなかから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名に1個とする。

(議決)

第18条 総会の議決は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正会員及び賛助会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 法人の解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人による表決)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない

- 2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちから選出された2人以上の議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定等)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 6以上10人以内

監事 3人以内

- 2 理事のうち、1人を会長とし、2人を副会長とし、1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員及び学識経験者の中から総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の代表理事として、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務執行理事として常務を処理する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事会に出席するとともに理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告及び会計に関する報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要に応じ意見を述べなければならない。

(役員の忠実義務)

第25条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、この法人のため忠実に職務を遂行しなければならない

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選

任された者が就任するまで、なお役員として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、別に定める役員報酬等の支給基準に従い算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会に決議により別に定める

(顧問等)

第29条 この法人は、任意の機関として顧問、参与を置くことができる。

2 顧問の定数は3名以内とし、参与の定数は5名以内とする

3 顧問は理事会の決議により、参与は審議員会の決議により、会長が委嘱する。

4 顧問は重要事項について、参与は技術的事項について会長の諮問に応じ、総会に出席して意見を述べることができる。

5 顧問、参与の報酬は、無償とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(4) 前号までに掲げるもののほか、この定款で定められた事項

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会に出席

した理事のなかから議長を選出する。

(議決)

第35条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、過半数の同意をもって行う。代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は、認めない。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事全て及び監事が議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会費、特別会費及び賛助会費
- (2) 負担金、助成金及び補助金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理者及びその方法)

第38条 この法人の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

2 資産のうち現金は、確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長は次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (7) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、第7号の書類については、定期総会に提出し、第1号、第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号、第5号、第7号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置くものとする。
- 4 作成した計算書類及び附属明細書は、10年間保存しなければならない。

## 第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の変更は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって議決する。

(解散)

第43条 この法人は、法人法第148条の事由によるほか、総会において総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる議決をもって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 この法人の公告は、この法人の主たる事務所内に掲示する方法により行うとともに電子公告によっても一般に公告する。

## 第10章 審議員会及び事務局等

(審議員)

第46条 この法人は、任意の機関として審議員を置くことができる。

- 2 審議員の定数は、15人以上25人以内とし、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 審議員は、審議員会を組織し、必要な事項を審議する。
- 4 審議員の任期は、2年とする。
- 5 審議員は、役員と兼ねることができない。
- 6 審議員の報酬は、無償とする。

(審議員会)

第47条 審議委員会は、随時必要なときに会長がこれを招集する。

2 審議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、必要があると認めた場合は理事会に提出する。

(1) 業務執行計画

(2) 歳入歳出予算

(3) 前号までに掲げるもののほか、理事会の付議した事項

3 審議委員会の議長は、その審議委員会に出席した審議員のなかから選出する。

4 審議委員会の議決は、審議員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもってこれを決する。

5 審議委員会の議事については、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録書名人2人が記名捺印する。

第48条 この法人は、事業実施にあたり、必要に応じ支部等を置くことができる。

(事務局等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 職員は、会長が定めた職務に従事する。

5 事務局等の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

(定款の発効)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の日から施行する

(設立当初の代表理事)

2 この法人の最初の会長は、植田稔昌とし、常務理事は太田恒善とする。

(設立当初の事業年度)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする

## 附則

この定款は平成27年5月29日から施行する。